外国法人等に対する源泉徴収制度に関する一考察

課税情報に着目した手続的保障の観点から -

前田謙二

(尾道市立大学経済情報学部教授)

- 月 次
- I はじめに
- Ⅱ 課税情報に着目した源泉徴収制度の分析
 - 1 源泉徴収の前提条件
 - 2 源泉徴収前提条件の判例での検討
- Ⅲ 外国法人等に対する源泉徴収制度における具 体的な問題点
 - 1 外国法人等に対する源泉徴収制度の特徴
 - 2 源泉徴収義務者における課税情報存在可能性

- 3 源泉徴収義務者における回収可能性
- 4 小括
- IV 実質的な手続的保障の観点からの整理
 - 1 申告納税制度
 - 2 外国法人等に対する源泉徴収制度(納め切 り型)
 - 3 解決への具体的な方向性
- V 結びに代えて

I はじめに

申告納税制度の法人税や所得税(源泉徴収 を除く) において、納税義務は課税期間の終 了時に抽象的に成立し、納税義務者が第一次 的に税法の解釈権を持ち、申告書を提出する ことで具体的な納税額が確定される。国は申 告納税において一旦確定した納税額に対する 第二次的ないし補助的な解釈権があるとさ れ(1) 納税義務者に対して更正処分ができる。 これに対して、源泉徴収制度において、対価 の支払時に納税義務の成立と同時に特別の手 続を要しないで納付すべき税額が確定するの で、申告納税制度とは納税義務の成立と確定 において制度が異なる。しかし、手続的権利 保障の観点からは、租税法において申告納税 制度や源泉徴収制度は形式的には同様の権利

救済の枠組みを持っていると考えられよう。 源泉徴収義務者は納税告知が徴収処分(税額 を確定する処分ではない)だが、税務署長の 見解が初めて公になる機会なので、これをと らえて不服申立てや抗告訴訟を提起して. 前 提となる税額を争えると解されている(2)。

これらの制度において、租税法規の解釈適 用による納税の実現は、まず、納税義務者ま たは源泉徴収義務者の自己賦課手続により始 まる。「課税の基礎となる事実は、納税義務者 または徴収義務者が、最も正確に知つている という経験則を基礎とし、その客観的に存在 する事実に対して税法の規定する租税負担を 確定し実現することは、納税義務者または徴

⁽¹⁾ 谷口勢津夫『税法基本講義(第6版)』(弘文堂, 2018) 120頁参照。

収義務者が、最も適当な地位におかれている. という論拠から出発する。|3とされる。そし て、申告納税義務や源泉徴収義務が的確に履 行されなかった場合には、国が納税義務者や 源泉徴収義務者に対し課税処分(更正・決定) や徴収処分(納税告知)で正当と認める納税 を強制することができる。国は課税の基礎と なる事実の認識については、納税義務者や源 泉徴収義務者よりも事情にうといので、国に 質問検査権などの強力な権限が与えられてい る。納税義務者や源泉徴収義務者と、国との 間に、いくらが正当な納税額であるかについ て争いがある場合には、裁判所での判断を受 けることができ、「これらの争が、すべて平等 にとりあげられ、公明な手続によつて審判せ られ、なつとくがつく方式によつて解決せら れることが肝要である。これによつて、納税 義務者の正当性の主張が十分に保障せられ、 その権利保護が完了され、申告納税なり、源

泉徴収なり、……の本旨が実現されることになる。|⁽⁴⁾と考えられよう。

申告納税制度における納税義務者には確かにこの経験則が当てはまるであろうが、源泉徴収義務者の場合は、税法で規定された税金を負担する納税義務者(以下、「本来の納税義務者」(⑤という)がいる。源泉徴収義務者が対価の支払時までに、源泉徴収における課税要件⑥を判断するための情報(以下、「課税情報」という)をすべて把握できるならば、この経験則が妥当するであろう。しかし、特に近年の外国法人や非居住者(以下、「外国法人等」という)に対する源泉徴収においては、源泉徴収義務者には必ずしもこの経験則が当てはまらない事例が生じているように思える。

本稿では外国法人等が自らの納税義務が源 泉徴収で納付が完了する納税方法(以下,「納 め切り型」でという)を中心にして,外国法人 等に対する源泉徴収制度®について,課税情報

- (2) 最判昭和45年12月24日(民集24巻13号2243頁)参照。源泉徴収制度においては、納税告知が徴収処分であり、税額を確定する処分ではないことから、国に対して納税義務不存在確認訴訟(当事者訴訟)も原則として可能である(佐藤英明『スタンダード所得税法(第2版補正2版)』(弘文堂、2020)436-443頁参照)。このような相違点はあるが、本稿では申告納税制度と比較して、源泉徴収制度(公法関係)において、源泉徴収義務者が納税告知に対して不服申立てや抗告訴訟ができるという権利救済が認められており、この点から両者は手続的権利保障の観点から形式的には同様のものとしている。
- (3) 忠佐市『租税法要論』(日本評論社, 1950) 418頁。
- (4) 忠・前掲注(3)419頁。
- (5) 講学上,本来の納税義務者の「本来の納税義務」 と源泉徴収義務者の「徴収義務」に分類し,源泉 徴収義務は,一定の金額の支払を受ける者の本来 の納税義務の存在を前提としてその支払をなす者

- 等について生じ、当該支払の際に支払金額から税額分を控除し、これを納付する義務であるとされている(清永敬次『税法(新装版)』(ミネルヴァ書房、2013)61頁参照)。
- (6) 「課税要件(Steuertatbestand)とは、納税義務の成立要件、すなわち、それが充足されることによって納税義務の成立という法律効果を生ずる法律要件のことである。……各租税に共通の課税要件として、納税義務者、課税物件、課税物件の帰属、課税標準および税率の5つがある。」(金子宏『租税法(第23版)』(弘文堂、2019)156頁)とされている。
- (7) 源泉徴収を「納め切り」と「後で精算」とに区分したものがある(増井良啓=宮崎裕子『国際租税法(第4版)』(東京大学出版会, 2019) 75頁参照)。
- (8) 本稿では、外国法人等に対する源泉徴収制度という場合は、原則として納め切り型を指すこととするが、必要に応じて納め切り型や後で精算型と表記する。

に着目して実質的な手続的保障の観点から. 源泉徴収制度の問題点やその対策を検討して いきたい。具体的には、まず、源泉徴収義務 の税額の確定には、前提条件があることを抽 出し、その前提条件が源泉徴収制度を分析す るツールとして妥当かどうかを検証する。そ の後に、外国法人等に対する源泉徴収制度に おける特徴や問題点を整理し、そのツールを 考慮することで実質的な手続的保障の観点か ら 外国法人等に対する源泉徴収制度への提 言を行いたい。

II 課税情報に着目した源泉徴収制度の分析

本章では外国法人等に対する源泉徴収制度 の検討に入る前に、源泉徴収制度全般におけ る課税の前提条件たる分析ツールを抽出後. その妥当性を検証し、次章以下でそのツール に基づいて外国法人等に対する源泉徴収制度 を検討していきたい。

1 源泉徴収の前提条件

源泉徴収義務は、源泉徴収すべきものとさ

れている対価の支払時に納税義務が成立し (税通15条2項2号). 納付すべき税額が納税 義務の成立と同時に特別の手続を要しないで 確定する(税通15条3項2号)(%)。このように 源泉徴収に係る納税義務の成立や税額が自動 確定するのは 課税標準が明確であり 税額 の計算も容易であると解されているからであ Z (10)

税額の計算は一般的には確かに支給対価に 税率を乗じるだけであり 原則として容易で ある。しかし、対価の支払時に源泉徴収義務 の有無の判断が容易にできるかが問題となろ う。そのためには、源泉徴収義務者が対価の 支払時までに、源泉徴収における課税要件を 判断するための情報を持っており、その課税 情報に基づき課税要件の判断が容易にできる ことが、源泉徴収義務の自動確定に必要にな るものと考えられる。

ここでは逆に、これらを満たさない場合と して、次の2分類を考えてみよう。

(a)源泉徴収義務者が本来持ち合わせていな い課税情報(本来の納税義務者が持つ課税情

(9) 判例では、源泉徴収制度は公共の福祉によって 要請されており、憲法14、18、29条に違反するも のではなく (最判昭和37年2月28日 (刑集16巻2 号212頁)),源泉徴収による所得税が自動確定する ことも是認されている(最判昭和45年12月24日(民 集24巻13号2243頁))。なお、居住者への債務免除 益が給与課税に該当するかどうかで、法定納期限 後の債務免除が錯誤無効とされた場合の取扱いに 関する事件(最判平成30年9月25日(民集72巻4 号317頁)) の調査官解説において、「源泉徴収に係 る所得税も、飽くまでも本来の納税者の所得税で あり (所得税法183条1項等参照), 源泉徴収義務 者のそれではないところ、源泉徴収に係る法律関 係にあっても、課税は私法上の法律関係に即して 行われるべきであり、……」との前提で、「……そ もそも、源泉徴収に係る租税の自動確定といって も、何らの確定行為を必要としないということを

意味するだけであって、税額を確定させる処分が ある訳ではなく、時効が完成するまで納税義務の 存否及び範囲を争うことができるのであ」るとさ れている(荒谷謙介「判解」法曹時報72巻1号 (2020) 164-165頁)。内国法人などへの源泉徴収制 度(後で精算型)においても、自動確定や公法関 係・私法関係の区分(最判昭和45年12月24日(民 集24巻13号2243頁)) など、柔軟な考え方も可能な のかも知れない。

(10) 源泉徴収による国税に関して自動確定の理由と して、「特別の確定手続をまつまでもなく容易に計 算することができるという理由」(志場喜徳郎ほか 『国税通則法精解(平成31年改訂)』(大蔵財務協 会, 2019) 271頁) とされ、同様の趣旨のものとし て、東京高判昭和55年10月27日(訴月27巻1号211 頁) もある。

報など)が課税要件の判断に必要とされる場合であり、源泉徴収義務者が課税要件を判断するための事実認定が出来ないような場合である^{III}。

(b)源泉徴収義務者が課税情報を持っていても、源泉徴収義務者が持つ契約書などの法的解釈が必要となり、国と争い、裁判所の判断を仰ぐ必要が生じる場合が考えられよう¹²³。(b) に関しては、ある意味通常の法解釈手続過程であり、源泉徴収義務者は対価の支払時までに課税情報を持っていたとしても起こり得るものである。この場合には、対価の支払後に源泉徴収義務があることが判明した場合に、源泉徴収義務者が源泉徴収税額を本来の納税義務者から容易に回収できることが重要になるであろう¹³³。

以上から,源泉徴収義務者が対価の支払時までに課税情報をもつこと(以下,「課税情報存在可能性」という),源泉徴収義務者が源泉徴収税額を容易に回収できること(以下,「回収可能性」という),という2つの観点(前提条件)で源泉徴収制度を分析していきたい。

そこで、まず、これらの前提条件を整理し、源泉徴収制度の典型例である居住者の給与所得に当てはめ、その妥当性を条文等により検討したい。

(1) 課稅情報存在可能性

課税情報存在可能性があるとは,源泉徴収 義務者が課税情報を持っている可能性(通常 収集できる状況にある場合や収集する手段が 与えられている場合)を意味する。

たとえば、居住者の給与に関して、源泉徴収義務者が必要とする課税情報の扱いを確認しよう。源泉徴収義務者は本来の納税義務者と雇用関係等の契約関係にあり、給与計算過程で給与支給額や経済的利益の供与など様々な課税情報を持っている。それに加えて、本来の納税義務者などしかわからない課税情報である家族の状況などを、本来の納税義務者から「扶養控除等申告書」(所税194条)などにより源泉徴収義務者への提出が義務づけられている¹⁴。所得税法194条などの規定は、本来の納税義務者が持つ課税情報を源泉徴収義

- (11) たとえば、本来の納税義務者が非居住者や外国 法人に該当するのかの判断(東京高判平成28年12 月1日(税資266号順号12942)など)が考えられ よう。
- (12) たとえば、国内源泉所得の該当の有無(最判平成16年6月24日(訟月51巻6号1654頁)など)だけでなく、支払の意味(広島高判昭和35年7月26日(行集11巻7号1980頁))などの法解釈の問題も考えられる。
- (3) なお、源泉徴収対象となる所得の基本的な考え 方は、「①必要経費が比較的少ないこと、②同一人 に対して継続して反覆的に支払われる所得である こと、③同一人から多数の者に支払われる所得で あること、④源泉徴収を行なう事務能力のある者 から支払われる所得であること、⑤一回の支払金 額があまり少額でないこと等が考えられる。」(『昭 和38年12月 所得税法及び法人税法の整備に関する

- 答申』(税制調査会, 1963) 70頁) とされている。 この整理の②の点は, 本来の納税義務者に対する 源泉税額の回収可能性が考慮されるべきことが示 唆されているとも解釈できよう。
- (14) 所得税法194条の規定では本来の納税義務者が 扶養控除等申告書を給与等の支払者を経由して、 源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出するこ とになっているが、給与等の支払者に受理された 日に、当該税務署長に提出されたものとみなすと されている(所税198①)。なお、令和2年分の年 末調整から、基礎控除が所得金額に応じて適用さ れることから、給与所得者は源泉徴収義務者に「基 礎控除申告書」を提出し、源泉徴収義務者は当該 申告書に記載された合計所得金額の見積額に基づ き、控除額を計算する(所税190①二六)など、新 たに給与所得者からの課税情報の提出規定が増え ている。

務者に提供する仕組みであると評価できよう。

扶養控除等の是正に関して. 国は市役所等 からの連絡により、給与所得者(本来の納税 義務者) の扶養控除等に誤りがあることを把 握しているにもかかわらず、源泉徴収義務者 に対して「扶養控除等の見直しについて」と いう扶養控除等是正通知を送り、源泉徴収税 額の自主的な納付を要請しており、加算税や 延滞税もなく本税の追加納付のみで処理して いる(5)。また. 所得税基本通達194~198共-2 では、扶養控除等申告書の記載事項に誤りが あったことによる徴収不足税額の強制徴収に 関して、「給与等の支払者に当該徴収不足税額 を生じたことについて過失がないと認められ、 かつ. 当該徴収不足税額を徴収して納付する ことができないことについて正当な事由があ ると認められる場合には、強いて追及しない ものとする。」としている。

源泉徴収義務が自動確定するなら、法令に従えば源泉徴収義務者は納税告知を受け、加算税の宥恕はあっても¹⁶⁶、本税と延滞税の納付は必要になるはずであろう。したがって、扶養控除等是正における国の執行面での取扱い

において、源泉徴収義務者が対価の支払時に 持っていなかった課税情報による源泉徴収義 務を実質的に免除しているとも評価できよ う^い。このように源泉徴収制度において、源泉 徴収義務者には課税情報存在可能性が前提と されていると考えられる。

(2) 回収可能性

回収可能性とは、対価の支払時の控除可能 性ではなく、源泉徴収義務者が源泉徴収税額 を徴収漏れした場合における求償権を行使し た場合に、源泉徴収税額を本来の納税義務者 から回収できる可能性をも指すこととする。 なお、国外関連者との取引の場合は、回収可 能性を考慮する必要性はないともいえる。そ こで、本稿では、外国法人等に対する源泉徴 収制度を検討するにあたり、国外関連者間取 引などに該当しない第三者間取引を前提とし て検討する。

たとえば、給与所得に関して、源泉徴収漏れが把握されても、継続した給与の支払があるので、原則として回収可能性に問題はない。 所得税法222条は源泉徴収養務者が持つ本来

⁽⁵⁾ 税務署が行う扶養控除等是正通知は行政指導と位置付けられ、誤りがあれば自主納付を要請され(「調査手続等に関する当面の事務実施要領について(法人課税事務関係)(指示)平成24年9月20日課法4-51ほか3課共同」(非公開:TAINS(検索条件:フリーワード(扶養控除是正)・その他・個別)/H240920課法4-51<情報公開法9条1項による情報公開>),延滞税についても、税務署からの「扶養控除等の見直しについて」というお知らせにある期限内に回答、同封の納付書(扶養控除等是正分の表記)で納付すれば、実務上免除されているようである(松野宗弘税理士HP:https://matsunotax.com/review-of-dependent-deduction/(2021年3月17日現在)など)。

⁽¹⁶⁾ 不納付加算税の場合は「正当な理由」(通税67条

①)に該当すれば免除され、その取扱いとして、 扶養控除等申告書の記載誤りにより源泉徴収義務 者に責めに帰すべき理由がない場合が挙げられて いる(「源泉所得税の不納付加算税の取扱いについ て(事務運営方針)[平成12年7月3日課法7-9 ほか](国税庁 HP: https://www.nta.go.jp/law/ jimu-unei/shotoku/gensen/000703/01.htm (2021 年3月17日現在)))。

⁽¹⁷⁾ 扶養控除等の是正に関して,源泉徴収義務者は本来の納税義務者から提出された扶養控除等申告書などの形式的記載に沿って源泉徴収義務を履行すれば免責にすべきとの方向性も示唆されている(高橋祐介「源泉徴収過程における過誤の是正に関する一考察」税法学571号(2014)203頁参照)。

の納税義務者への源泉徴収税額の求償権を確 認的に規定している。この確認規定を所得税 法で明記していることからも、原則として源 泉徴収義務者は本来の納税義務者から源泉徴 収税額を回収することが当然予定されている。 なお. 給与から源泉徴収税額の控除を行う場 合には、賃金全額通貨払いの原則(労働基準 法24条(1)) により所得税法に明文の規定(所 税222)がないと強制控除できないと解され るい。このような解釈から、所得税法222条の 規定は、源泉徴収義務者が本来の納税義務者 から源泉徴収税額を回収することを. 支援し ている規定とも評価できよう
り。

(3) 課税情報存在可能性と回収可能性の関係 源泉徴収義務者に課税情報がない場合は. 課税要件の適否の判定すらできないのである から、まず課税情報存在可能性があることが 大前提である。そして、源泉徴収義務者が課 税情報存在可能性を満たしていたとしても... 課税要件が容易に判断できない場合には、補 完的に源泉徴収税額の回収可能性が重要にな ろう。課税情報存在可能性と回収可能性の関 係は、課税情報存在可能性が主要なものであ り、回収可能性は補完的なものと考えられる。 なお、源泉徴収義務者が対価の支払時まで に容易に源泉徴収義務の有無を判断できれば. 支払対価から源泉徴収税額を控除することで. 回収可能性を検討する必要すらなくなる。こ のように、実際には回収可能性と課税情報存

在可能性は関連した関係にある。たとえば. 回収可能性が低ければ、源泉徴収義務者の課 税情報存在可能性がより高くないと. 源泉徴 収制度としては問題があることになる。

2 源泉徴収前提条件の判例での検討

源泉徴収前提条件(課税情報存在可能性と 回収可能性)が、判例と矛盾しないのかを検 討してみる。源泉徴収制度の判例として重要 な以下の2つの判例で検討する。

(1) 最判昭和37年2月28日(刑集16巻2号212頁) 源泉徴収制度における重要な判例である最 判昭和37年2月28日 (刑集16巻2号212頁) で は、「……法は、給与の支払をなす者が給与を 受ける者と特に密接な関係にあつて. 徴税上 特別の便宜を有し、能率を挙げる点を考慮し て、これを徴収義務者としている」とし、源 泉徴収制度は公共の福祉の要請にかなうもの と判示した。この判例は給与所得についての 事案であり、源泉徴収義務者(給与支払者) と本来の納税義務者(給与の支払いを受ける 者) との間に「特に密接な関係」があること が、源泉徴収制度が合憲(憲法14条)の理由 とした。ただ、この判決で「特に密接な関係」 が何を指すのかは具体的に示されていない™。 なお、 徴収上の便宜や能率の点は、 源泉徴収 義務者には契約関係における対価を支払うと いう行為があり、原則としてその対価から天 引きできるという点と考えられよう。

んだ検討が必要であると考える。」(金子・前掲注 (6)995頁) との指摘もある。本稿では、「特に密接 な関係」の前提条件として、課税情報存在可能性 と回収可能性をとらえようとしたものであるとも いえる。

⁽¹⁸⁾ 武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法』 (第一法規, 1983) 8862頁参照。

⁽¹⁹⁾ 源泉徴収に係る不納付加算税や延滞税は、原則 として本来の納税義務者への求償権はない(最判 昭和45年12月24日(民集24巻13号2243頁))。

^{(20) 「『}特に密接な関係』の意義についてより突っ込

課税情報存在可能性に関して、給与の支払をする源泉徴収義務者は、本来の納税義務者への給与から控除する社会保険控除額などの課税情報を持ち²³、「扶養控除等申告書」などにより本来の納税義務者から課税情報も入手できる。また、回収可能性に関して、源泉徴収義務者が税法の解釈問題で経済的利益の課税漏れなどが生じても、その是正した源泉徴収税額は翌月の給与等から原則として容易に控除できよう。この判例のように、給与に関する源泉徴収義務者と本来の納税義務者との間に「特に密接な関係」がある場合は、原則として源泉徴収義務者において課税情報存在可能性と回収可能性が満たされているといえよう。

(2) 最判平成23年1月14日(民集65巻1号1頁) 最判平成23年1月14日(民集65巻1号1頁) では、破産管財人が元従業員に支払う退職手 当等の源泉徴収義務の判断において、「退職手 当等(……)の支払をする者に所得税の源泉 徴収義務を課しているのも、退職手当等の支払をする者がこれを受ける者と特に密接な関係にあって、徴税上特別の便宜を有し、能率を挙げ得る点を考慮したところによるものである。」と最判昭和37年2月28日(刑集16巻2号212頁)を引用し判断基準を示している。そして、その基準への当てはめとして、「破産管財人は……、破産者が雇用していた労働者との間において、破産宣告前の雇用関係に関し直接の債権債務関係に立つものではなく、

……破産管財人と上記労働者との間に,使用者と労働者との関係に準ずるような特に密接な関係があるということはできない。」とされた。

この判決では、破産管財人が破産手続の職務として破産債権を持つ元従業員への支払配当に源泉徴収義務があるのかが争点であり。 判決では破産管財人と元従業員には直接の債権債務関係がなく、使用者と労働者との関係に準ずるような特に密接な関係はないとしたものである。一般論として、「特に密接な関係」を直接の債権債務関係と判示したものではない。本件では、破産管財人と元従業員との間が直接の債権債務関係にないなら、「使用者と労働者との関係に準ずるような特に密接な関係でない」と判示できるという意味である。つまり、直接の債権債務があることが、特に密接な関係の一要素であることを示したものと評価できよう。

この判決でも「特に密接な関係」が何を指すのか具体的には判示はされなかったが、源泉徴収義務者と本来の納税義務者との間には、雇用関係等の債権債務関係(またはこれに準ずるような関係も含む)が必要とされることが確認された²⁰。本稿では、源泉徴収義務者は本来の納税義務者と直接の債権債務関係等にあるだけでなく、その他の前提条件があるべきであると考え、その前提条件として、課税情報存在可能性や回収可能性を提示するものである。

課税情報存在可能性に関して、破産管財人

⁽²¹⁾ 給与の支払者は、実際には社内手当などの関係 から色々な個人情報を把握できる立場にあるとい えよう。

⁽²⁾ この判決で給与所得に係る源泉徴収義務の有無 についての「特に密接な関係」(最判昭和37年2月

²⁸日 (刑集16巻2号212頁))という判断基準が、 弁護士報酬や退職所得にも適用されることが示さ れた。

⁽²³⁾ 古田孝夫「時の判例」ジュリスト1432号 (2011) 101頁参照。

は元従業員の給与計算をしていた者ではなく. 源泉徴収に係る課税情報を持っておらず、ま た, 回収可能性に関して, 破産財団の配当(未 払給与の支払) が終了すれば元従業員との契 約関係はなくなる。よって、破産管財人の退 職手当等の場合には 課税情報存在可能性と 回収可能性のいずれもが満たされていないと いえよう。なお、最判平成23年1月14日(民 集65巻1号1頁)では、破産管財人の弁護士 報酬への源泉徴収義務は認められている。弁 護士報酬に関しても「特に密接な関係」(最判 昭和37年2月28日 (刑集16巻2号212頁)) を 基準に判断しているが、その具体的な基準は 示されていない。ただ、破産管財人である自 分自身への弁護士報酬であり課税情報存在可 能性に問題はなく、弁護士報酬への源泉徴収 税額等(不納付加算税や延滞税も含め)は 財団債権にあたるとされ、源泉徴収税額等の 回収可能性は高いと判断できよう。

(3) 小括

判例にある「特に密接な関係」の内容は明らかではないが、特に密接な関係の判断要素に、源泉徴収義務者に課税情報存在可能性と回収可能性が含まれると判断しても、判例との矛盾はなさそうである。つまり、債権債務関係等にあることだけでなく、課税情報存在可能性と回収可能性も、特に密接な関係の前提条件といえよう²⁸。

なお、最判昭和37年2月28日(刑集16巻2 号212頁)で「特に密接な関係」は源泉徴収制 度における合憲の理由としてのものであり、 そのような課税要件は条文になく、また法解 釈として課税要件に示されていないことなど から、課税要件としての解釈に反対との指摘 もある[∞]。ただ、本来の納税義務者でもない源 泉徴収義務者が、加算税等まで賦課される源 泉徴収義務を課せられるからには[∞]、法定され た義務というだけで無制限に認められるとは 考えられず、それなりの条件を満たすことは

- 24 下級審裁判例であるが大阪地判平成26年11月10 日(判タ1424号338頁)では、給与(所税183条①) や報酬(所税204条①)の支払をする者の判定で、 「……特に密接な関係とは、……原則として、雇用 契約や請負契約等の法律上の債権債務を意味する と解され」ると判示されている。しかし、この事 件では源泉徴収義務者が誰であるか(店長か実質 的なオーナーか)が問われており、源泉徴収義務 者を特定すべく従業員等との雇用契約等が誰と締 結されているかなどが重要なポイントであった(控 訴審(大阪高判平成27年11月20日(未公刊:LEX 25541872)) でも同じ基準で事実認定を行ってい る)。この判決において、特に密接な関係の要件が 具体的に定義されたとはいえず、雇用契約等の直 接債権債務関係が前提であるという点を確認した ものと評価できる(木山泰嗣「源泉徴収制度をめ ぐる諸問題―特別密接関係と支払者に注意義務は あるのかを中心に一」青山ローフォーラム6巻2 号(2018)102-103頁参照)。
- 25) なお、ストック・オプションの行使益課税や SOHO (Small Office/Home Office workers) など の勤務形態の多様化などで、源泉徴収義務者と本来の納税義務者との「特に密接な関係」である結びつきが希薄化していると指摘されている(渡辺徹也「申告納税・源泉徴収・年末調整と給与所得」日税研論集57巻 (2006) 124頁参照)。また、この希薄化により執行コストが増加し、効率的な徴税ができないことも考えられ、源泉徴収制度の効率性にも疑問が指摘されている(奥谷健「源泉徴収制度及び年末調整制度の問題」月刊税務事例51巻2号 (2016) 13頁参照)。
- 26 酒井克彦「破産管財人弁護士に課される源泉徴収義務―『密接関係拡張論』及び『密接関係課税要件論』を中心として―」租税訴訟13号(2020) 262頁以下参照。
- 27) 不納付犯には、罰則(10年以下の懲役若しくは 200万円以下の罰金など)まで規定されている(所 税240)。

必要だと考える。本稿では、「特に密接な関 係」の条件として、課税情報存在可能性と回 収可能性を用いることにする。

Ⅲ 外国法人等に対する源泉徴収制度にお ける具体的な問題点

外国法人等に対する源泉徴収制度の特徴を 整理した後に、前章で検討した分析ツール(課 税情報存在可能性と回収可能性)を用いて. 外国法人等に対する源泉徴収制度について その特徴を整理し、具体的な問題点を指摘し たい。

1 外国法人等に対する源泉徴収制度の特徴

日本が外国法人等に課税することが正当化 されるのは、日本と何らかの結びつき (nexus) が必要であり 外国法人等が日本の国内源泉 所得を稼得したことがその結びつきになる。 日本が、外国法人等の国内源泉所得に対して 何らかの利益・保護が日本から与えられてい ることが課税管轄権の基礎になる。そして. 外国法人等の国内源泉所得に課税することで. 同じ所得を稼得する内国法人などと外国法人 等を同様に課税することで資本輸入の中立性 も保たれる™。外国法人等に申告納税で法人税 が課される場合は、まさにこのようなことが あてはまるであろう。また、外国法人等に対

する源泉徴収で課税関係が完結する納め切り 型の場合は 収入に対して税率を乗じている ので 正確に所得(収入から費用を控除)課 税とはいえないかもしれないが、日本の課税 管轄権としての枠組みは同様のものになる。 このような課税管轄権の考え方に基づけば 本来の納税義務者である外国法人等が源泉徴 収制度で国内源泉所得に係る税金を負担する ことが、重要なことになろう。

ここで現行法の規定ぶりを確認してみよう。 外国法人等に対する源泉徴収制度(納め切り 型)に関して、外国法人等の納税義務や税額 の規定はあるが物、外国法人等がその税金を納 める納付方法が税法に定められていない。内 国法人や居住者(以下,「内国法人等」とい う) が外国法人等に対する国内源泉所得(対 価)の支払いをした時に、内国法人等に源泉 徴収義務として外国法人等の納税義務と同じ ものが規定されている。外国法人等の納税義 務は、源泉徴収義務者が源泉徴収税額を納付 することで消滅する(所税223)。結果として、 外国法人等は日本国内で一定の国内源泉所得 を稼得した場合に、源泉徴収義務者が対価の 支払時に生じた源泉徴収義務を履行すること で、外国法人等の納税義務も満たされ、完結 すると言えよう。このように外国法人等の納 税義務と源泉徴収義務者の納税義務とは強い

で精算型) においては、源泉徴収義務者が非居住 者へ支払う対価は、源泉徴収対象の国内源泉所得 (所税161条①四から十六) に該当すれば源泉徴収 義務を負い(所税212①)、国内源泉所得の区分に 応じ、国内源泉所得の金額に税率(所税213)を乗 じて徴収税額が算出される。なお、外国法人へ支 払う対価も非居住者と同様に源泉徴収の対象にな るが、給与所得(所税161条①十二)だけは外国法 人には該当しないので削除されている(所税212 (1))

⁽²⁸⁾ この節におけるここまでの記述に関して、水野 忠恒『国際課税の制度と理論―国際租税法の基礎 的考察—』(有斐閣, 2000) 20-21頁参照。

⁽²⁹⁾ なお、外国法人等への源泉徴収制度における国 内源泉所得は、外国法人等の日本恒久的施設に帰 属しないもの(平成26年改正前の総合主義におい ては、日本恒久的施設がないもの)であり、経費 の実額などの課税情報が入手できないことも、源 泉徴収制度で完結する理由であろう。

⁽³⁰⁾ 外国法人等への源泉徴収制度(納め切り型や後

つながりがある(以下,「対応的同一性」という)^図。

また、租税条約を利用した源泉税額の還付に関しては、本来の納税義務者が国に直接還付請求するという枠組みであり、この点からも国と本来の納税義務者が直接債権債務関係に立つと考えることも可能であろう™。このような租税条約上の扱いから、外国法人等の源泉徴収制度においては、源泉徴収で納付された税金は本来の納税義務者が納付した税金という側面が強調され、本来の納税義務者と源泉地国との直接的な関係が見て取れよう。

このような対応的同一性や直接債権債務関係を考慮すれば外国法人等の源泉徴収制度,特に納め切り型の場合において,判例(最判昭和45年12月24日(民集24巻13号2243頁)や最判平成4年2月18日(民集46巻2号77頁))で示された,国と源泉徴収義務者の関係(公法関係)と、源泉徴収義務者と本来の納税義務者との関係(私法関係)とに完全に分離して取扱うことが,そのまま外国法人等に対する源泉徴収制度に当てはまるのかも疑問である。外国法人等に対する源泉徴収制度において,本来の納税義務者と源泉地国とのつながりが,内国法人等に対する源泉徴収制度より直接的であり、源泉徴収義務者は徴収機関としてパススルー的な法的枠組みであるともいえよう。

2 源泉徴収義務者における課税情報存在可能性

外国法人等に対する源泉徴収制度における源泉徴収義務者が、対価の支払時までに課税情報を入手でき、源泉徴収義務の有無が判断できれば問題はない。しかし、現実としてそうとは思えないケースが増えてきている。具体的には、源泉徴収義務者が課税情報を持ち得ない場合と、課税情報の入手にかなりの時間と費用がかかる場合や法解釈が困難な場合が考えられる。以下において、具体的な事例に基づいて、外国法人等の該当性、所得帰属の問題、租税条約適用、BEPS防止措置実施条約についてこれらの点を検討する。

(1) 外国法人等の該当性

源泉徴収義務者は、本来の納税義務者が外国法人等に該当するかどうかの課税要件の判断が、まず必要である。しかし、たとえば本来の納税義務者が非居住者に該当するかどうかは、非居住者が持つ課税情報を総合的に判断する必要がある⁶⁸³。源泉徴収義務者は、手元にない本来の納税義務者が持つ課税情報を求められることになり、しかも源泉徴収義務者には、対価の支払時や訴訟時においてもその課税情報を集める規定は所得税法等に手当されていない⁶⁴³。

ここで、非居住者の源泉徴収に関する下級

- (31) 対応的同一性に関しては、拙稿「外国法人への源泉分離課税における源泉徴収義務者の手続的保障の必要性」木山泰嗣ほか(三木義一先生古稀記念論文集)『現代税法と納税者の権利』(法律文化社,2020)213-216頁参照。「外国法人が本来の納税義務者として所得税の納税義務を負うのは、その外国法人に対する支払を源泉徴収の対象にするための法技術的前提にすぎない。」(増井=宮崎・
- 前掲注(7)81頁) とされる。しかし,著者はその根底にある考え方として,日本が外国法人等の国内源泉所得に課税権(源泉地国課税)を及ばし,その納付方法として徴収管轄権を考慮の結果,申告納税に代わって源泉徴収にしたことを重視したい。
- (32) 水野・前掲注(28)83-84頁や増井良啓「租税条約 実施特例法上の届出書の法的性質」税務事例研究 114号(2010)60頁参照。

審裁判例などを検討したい。

① 東京高判平成23年8月3日(税資261号順号 11727) (納め切り型ではないが、源泉徴収義務 が争点)

非居住者等の不動産を譲り受けた対価の支 払者(不動産会社)の源泉徴収義務(所税161 ①五、212①) に関して、第1審である東京地 判平成23年3月4日(税資261号順号11635) では、支払者が「……本件源泉徴収制度は、 支払者が、売主の非居住者性を認識すること ができる期待可能性又はその予見可能性があ った場合に初めて源泉徴収義務が生じると限 定的に解する限りで合憲である | と主張した。 国は「不動産取引において、契約当事者は…… 相手方の諸般の事情を知り得るという点で全 くの第三者とは異なる特に密接な関係に置か れている状態であしるし、非居住者か否かは 容易に判別できると主張した。これに対して, 東京地裁は「……支払者(徴収義務者)にし ても、支払者は、通常、不動産の譲渡に関す る交渉. 契約締結及び契約の履行を通じて受 給者の国内外における住所等を容易に把握し 得る特に密接な関係にあって(支払者は、例 えば、売買契約書の作成、不動産登記事項証 明書の確認. 受給者からの委任状及び印鑑登 録証明書等の入手又は受給者への直接確認等 により. 受給者の住所を容易に把握し得 る。). | とし、不動産の売買取引において単発

取引であっても、売主が非居住者か否かは、 「……売買契約の締結に当たっての調査確認 等により通常容易に判断することができると 考えられ、これにより源泉徴収義務の有無を 決することとなったとしても買主に酷な負担 を強いるものとは到底考えられない。」として 源泉徴収義務を認めた。また、控訴審である 東京高判(税資261号順号11727)では、「非居 住者との売買において. 買主に源泉徴収義務 があることを知っている控訴人(支払者)と しては……. 源泉徴収義務が発生する売買か 否かは重要なことであるから、非居住者性の 確認を行うのが通常であり、それが取引の実 情であると考えられる。」(括弧書は筆者挿入) との文言等を追加し、同じく源泉徴収義務を 認めた(なお、上告不受理(最決平成24年9 月18日))。

この事案では、不動産売買取引において買 主(不動産会社)と売主とが、「特に密接な関 係 にあるとし、通常契約締結時に買主(源 泉徴収義務者)が売主に関する課税情報を把 握できると判断したものである。当該事案に 関して,不動産会社(担当者)は,「Aが本件 登録地に住民登録上の住所を定めたのは、単 にサイン証明を取得するという事務手続の煩 雑さを回避することにあり、実際に本件登録 地に居住し、又はこれを生活の本拠(住所) とする予定でなかったことを認識していたと

⁽³³⁾ 非居住者かどうかは国内に住所等を有するかど うかにより判断されるが、「……住所とは、反対の 解釈をすべき特段の事由はない以上、生活の本拠、 すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的 生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場 所がある者の住所であるか否かは、 客観的に生活 の本拠たる実体を具備しているか否かにより決す べきものと解するのが相当である。」(最判平成20 年2月18日(判タ1345号115頁)) とされており、

本来の納税義務者の課税情報を総合的に判断する 必要がある。

^{(34) 「}課税に関する情報収集能力と保有する情報量に ついて、課税庁と源泉徴収義務者との間に圧倒的 な情報の非対称性があるにもかかわらず、 源泉徴 収義務者がおよそ調査権限を有しない情報まで得 ることを前提とされていることがある | (片山直子 「源泉徴収義務をめぐる近時の法的諸問題 | 税法学 581号 (2019) 230-231頁) との指摘もある。

優に推認することができる」と事実認定している。この裁判例の射程の範囲は、非居住者の不動産を譲り受けた対価の支払者(不動産会社)の源泉徴収義務に限られるとも考えられ^{SS}、外国法人等に対する源泉徴収義務(納め切り型)のすべてを範囲にしたものではないと解釈できる。

事実認定の問題になろうが、そもそも不動産の譲渡取引において、常に源泉徴収義務者が本来の納税義務者の住所という課税情報を容易に把握できる「特に密接な関係」にあると言えるのであろうか。特に「住所」概念は色々な要素の総合判断が必要なはずである⁸⁸。また、限界事例として、非居住者等が源泉徴収義務者をだまして、日本の源泉徴収税額を回避しようとしている場合に、源泉徴収義務者が真実の課税情報を把握できない場合も容易に想定できる。

課税情報存在可能性に関して、本件では非居住者からの不動産購入であり、継続的な取引ではなく単発的な取引で、源泉徴収義務者の課税情報存在可能性は高いとはいえないであろう。特に、不動産の売却者が非居住者に該当するかどうかという点における課税情報存在可能性は、単発取引で売却者が居住者と主張している場合には期待できない。そこで、このようなケースでは、源泉徴収義務者が課税情報を持っているのかという課税情報の存在可能性(本来の納税義務者の持つ課税情報

を収集できることを含む)をより厳格に判断 し、課税情報存在可能性を満たす範囲に源泉 徴収義務を限定することも必要であろう。

② 東京高判平成28年12月1日(税資266号順号 12942)⁵⁵(納め切り型ではないが、源泉徴収義 務が争点)

非居住者等から国内不動産を譲り受けた対 価の支払者(不動産会社)の源泉徴収義務(所 税161①五、212①) に関して、第1審である 東京地判平成28年5月19日(税資266号順号 12856) 8%において、支払者(不動産の買主)は 売主と特に密接な関係になく、 徴税上の特別 の便宜を有し、能率を上げ得る立場にないと 主張した。国は、「支払者が、支払を受ける者 (受給者) との間で当該支払につき法律上の債 権債務関係に立つ本来の債務者であるにもか かわらず. 支払者と受給者間の個別事情によ り、支払者と受給者とが『特に密接な関係』 にはないなどと判断されるものではない。」と 主張していた。これに対して、東京地裁は、 不動産の買主と売主が特に密接な関係にある か否かを直接判断せず、支払者が譲渡対価を 支払う際に非居住者であるか否かを確認する 義務(本件注意義務)を尽くしたか否かを検 討し. 事実認定から本件注意義務を果たして おらず、源泉徴収義務があるとした。源泉徴 収義務者が支払の相手方が非居住者であるか 否かを確認すべき「注意義務を尽くしていな かったこと」を理由に源泉徴収義務ありとい

⁽³⁵⁾ 駒宮史博「国際課税における源泉徴収の意義」 中里実ほか編『租税判例百選(第6版)』(有斐閣, 2016) 134頁以下参照。

^{(36) 「……}今後, 国際的電子商取引の普及に伴い, 受給者の非居住者性の判定を支払者に義務づけることが酷な事例が出てくることも予想される。」とも指摘されている(駒宮・前掲注(35)135頁以下参照)。

⁽³⁷⁾ 判例評釈として, 西山由美「不動産取引におけ

る源泉徴収義務と非居住者の確認義務」ジュリスト1522号 (2018) 140頁以下など。また、先行研究として、伊藤雄太「源泉徴収義務者の注意義務―非居住者から土地等を買い受ける場合を中心に―」税法学570号 (2013) 17頁以下など参照。

⁽³⁸⁾ 判例評釈として, 増井良啓「不動産譲渡対価の 支払に際しての非居住者該当性の確認」税研135巻 4号(2019) 175頁参照。

う結論にいたった。

控訴審である東京高判平成28年12月1日 (税資266号順号12942) では、支払者が「『非 居住者』であるか否かを確認すべき義務 (……) を負っていたことについては、両当事 者とも自認しているところである。| というこ とを前提に「……控訴人(支払者)の主張に よっても、控訴人(支払者)の主張する本件 条項(所得税法161①の3.212条①)の限定 解釈ないし限定的適用の前提問題として、控 訴人の主張によって本件注意義務を尽くして も Z 4 が『非居住者』であると確認ないし判 別することができないかどうかが問題とな る。」(括弧書は筆者挿入)としたが、結局事 実認定で「……控訴人(支払者)において本 件注意義務を尽くしてもZ4が『非居住者』で あると確認ないし判別することができないと いう場合には当たらないから、争点3に係る 本件条項の解釈及び適用について控訴人(支 払者)が主張する見解に立った場合でも、そ の前提条件を満たさないものであり、 同見解 の当否を含め、同見解に基づく検討をする必 要はない。」(括弧書は筆者挿入)と判示した。 結局. 不動産の譲渡における買主と売主が. 特に密接な関係にあるかどうかは直接判断さ れずい。それ以前に不動産会社が高額な不動産

を購入し、その代金を米国銀行へ振り込んで いることなどから、買主が確認すべき注意義 務を尽くしていれば売主が非居住者と確認で きたと事実認定して判示されている40。この判 決は「あくまで、事例判決であると自己評価 を下し|細たものであり、この判決の評価とし ては「……対価支払者の注意義務の観点から その権利救済(源泉徴収義務の不存在の認定) の余地を検討するところに、その特徴があ | 42 り、「源泉徴収義務が否定される余地を認めて いると解する余地がある」場といえよう。

なお, このような下級審裁判例はあるが, 外国法人等に対する源泉徴収制度(納め切り 型)に関して「特に密接な関係」とはどのよ うなものかということに関して、最高裁にお いて直接的に未だ明確な判断はないという点 を確認しておきたい。

課税情報存在可能性に関して、本件も①の 裁判例と同様になろう。そこで、源泉徴収義 務者が「注意義務を尽くし」Ҹても入手できな い課税情報(本稿では源泉徴収義務者におけ る課税情報存在可能性がない場合に該当)に 基づいて、源泉徴収義務は負わないという考 え方(限定解釈)を支持したい(6)。

③ 最判平成27年7月17日(民集69巻5号1253頁) 外国法人の該当性において、デラウェア州

- (39) 木山·前掲注(24)103-105頁参照。
- (40) 私法上の契約時における注意義務が、公法上の 支払時の源泉徴収義務にまで及ぶのかの説明はな いとの批判がある(谷口勢津夫「国際課税におけ る納税者の権利救済」法の支配193号 (2019) 64頁 参照)。
- (41) 增井·前掲注(38)177頁。
- (42) 谷口·前掲注(40)63頁。
- (43) 佐藤英明「租税法判例の動き」ジュリスト1518 号 (2018) 193頁。
- (44) なお、ここでいう「注意義務を尽くす」とは法

- 律用語ではなく、一般的に通常の取引形態であれ ば源泉徴収義務者が課税情報を入手でき、保有し ているという意味合いで本稿では用いることにし
- (45) 前掲注(40)の谷口勢津夫教授の指摘に対しては、 外国法人等に対する源泉徴収制度では、源泉徴収 義務と本来の納税義務の対応的同一性からも、私 法と公法上の区分を明確化する必要はなく、源泉 徴収義務を判断するにあたり支払時に支払者が持 つ私法上の注意義務の有無で、源泉徴収義務を限 定するというリンクも可能ではないだろうか。

で設立されたリミテッド・パートナーシップ (Limited Partnership: 以下,「LPS」という) の法人該当性の判断基準がはじめて判例とし て示された。判断基準として、まず「当該組 織体に係る設立根拠法令の文言や法制の仕組 みから、 当該組織体が外国の法令において日 本法上の法人に相当する法的地位を付与され ていること又は付与されていないことが疑義 のない程度に明白であるか否かを検討しする ことが示されている。そして、この基準で判 断できなければ「当該組織体が権利義務の帰 属主体であると認められるか否か、具体的に は、当該組織体の設立根拠法令の規定の内容 や趣旨等から. 当該組織体が自ら法律行為の 当事者となることができ、かつ、その法律効 果がその組織体に帰属すると認められるか否 かを検討 することになる(6)。

判例当時のデラウェア州LPSはこれらの基 準で法人に該当すると判示されたが、他の州 のLPSや他国の組織体^(s)へは、個別に先程の 判断基準に基づき判断せざるを得ない。外国 法人の該当性の判断基準は判例として示され たが、通常取引先に信用力があれば、取引相 手の法人該当性に関心はない。そこで、外国 法人等に対する対価の支払者は源泉徴収義務 の有無を判断するためだけに海外の法令を集 め、取引先の法人該当性の法的解釈をせざる を得ないことになる。対価の支払者は、この ような外国法令等に関する課税情報を通常持

ち得ず. 弁護士事務所に多額の報酬を支払い, 入手することになろう(48)。

課税情報存在可能性に関して、源泉徴収義 務者は、通常持ち得ない課税情報(外国法人 の該当性に関する外国法の情報)を集めて外 国法の法解釈をする必要がある。しかもこの 法解釈に関しては、裁判所において個別に判 断してもらわないと源泉徴収義務の有無が確 定できないことになる。

(2) 所得帰属の問題(外国法人等に対する源 泉徴収制度(後で精算型))

外国法人等(日本に恒久的施設がある)の 人的役務の提供事業に関して、OECDモデル 条約のような事業所得に関して帰属主義を規 定した租税条約を適用する場合には. 内国法 人等である源泉徴収義務者が支払対価に係る 取引が外国法人等の日本の恒久的施設に帰属 するかどうかを判断しないと源泉徴収義務の 要否を判断できない場合も生じている

の
。

課税情報存在可能性に関して. このような 所得の帰属の有無という本来の納税義務者の 内的要因に関する情報は、源泉徴収義務者が 持っていない課税情報(源泉徴収義務者では 通常収集できない課税情報)になろう。たと え、源泉徴収義務者が帰属に関する課税情報 を入手できたとしても、 帰属概念の判断は事 実認定としてかなり困難である。

⁽⁴⁶⁾ なお、クロス・ボーダー投資において、投資家 は複数の金融機関が仲介する階層化構造によって 投資している場合も考慮すると、債券利子や配当 の源泉徴収制度がより複雑になるとの指摘もある (宮崎裕子「クロス・ボーダー投資と源泉徴収制度 のあり方に関する一考察 | 金子宏編『租税法の発 展』(有斐閣, 2010) 657頁以下参照)。

⁽⁴⁷⁾ なお、最高裁は同日に、東京高判平成26年2月 5日(判タ1407号86頁)の上告を不受理として、 バミューダーのLPSは法人に該当しないとしてい

⁽⁴⁸⁾ なお、実務的には租税条約の検討も必要であろ う。

(3) 租税条約適用

外国法人等に対する源泉徴収制度において, 租税条約等を適用して源泉徴収税率の減免等 を受ける場合が多いと思われる。租税条約が 適用できる場面では,本来の納税義務者が源 泉徴収義務者を経由して国に租税条約の届出 書を提出することになっている。源泉徴収義 務者はこの届出書の記載事項で本来の納税義 務者が外国法人等に該当するかを判断するこ とになる。

課税情報存在可能性に関して、この届出書は租税条約の適用の効力要件ではなく⁶¹,租税 条約の届出書が提出されているか否かに関わ らず、課税要件に応じて源泉徴収義務者は源

(49) 「そもそも源泉徴収制度では、納付税額は自動的 に確定するということが前提とされているのであ るが、その前提自体がフィクションでありうると 思われる。」(水野忠恒『大系租税法 (第2版)』(中 央経済社, 2018) 120頁) という指摘や, 国税通則 法における税額の自動確定に関して、税額の確定 には人間の精神作用による認定判断が必要であり、 納税義務の成立と同時に自動的に確定するという 発想を法文化とすること自体に疑問を呈している 先行研究(忠佐市『租税法の基本理論(租税法律 主義論 租税法律関係論)』(大蔵財務協会, 1979) 205-216頁参照) などもある。また、源泉徴収義務 は支払者において明確に判断できるものでなけれ ばならないとの解釈論を指摘するものとして. 雄 川一郎「源泉徴収に関する争訟」租税法学会編『租 税争訟の諸問題』(有斐閣, 1974) 137頁以下, 可 部恒雄「判解」最高裁判所判例解説民事篇昭和45

なお、令和2年改正において、源泉徴収制度(青色申告の法人・個人を除く)に推計課税(所税221②~⑦が追加)が導入されており(令和3年1月1日以後に支払われる給与等・退職手当等・報酬料金等・外国法人等への支払に適用)、推計課税による源泉徴収に関して、自動確定する源泉所得税の特質を考慮して、その必要性の意味を慎重に検

年度1100頁以下. 鎌野真敬「判解 | 最高裁判所判

例解説民事篇平成22年度(上)135頁以下などもあ

る。

泉徴収義務を負うことになり、届出書の情報はなんら課税情報存在可能性を満たすものではないことになる。たとえば、源泉徴収をすべきところを届出書の情報に従って源泉徴収をしなかった場合は、原則として国から納税告知処分など(本税と加算税)を受けることになる⁶²。なお、逆に、誤って源泉徴収した場合は、本来の納税義務者から債務不履行で訴訟されるリスクもある。なお、本来の納税義務者が源泉徴収されないと判断し、後日国が租税条約等により入手した課税情報から源泉徴収義務があると判断した場合には⁶³、源泉徴収義務者が本税や加算税(宥恕規定あり)などを賦課される。源泉徴収義務者は源泉徴収

討すべきとの指摘もある(野一色直人「源泉徴収における推計課税の創設の意義と課題」税法学584号(2020)139頁参照)。

- 50 たとえば、外国法人は内国法人への人的役務の 提供事業が日本PEに帰属しないと判断している が、税務調査で当該業務が日本PEに帰属すると される場合などを想定している(拙稿「外国法人 への支払対価に対する過度な源泉徴収義務に関す る一考察一人的役務の提供事業を素材にして一」 税法学582号(2019)135頁以下参照)。
- (51) 増井・前掲注(32)56頁以下や水野・前掲注(28)86 頁参照。
- (52) 非居住者が国内不動産を売却した場合に、源泉 徴収義務者が通常要求される調査を尽くしても 「……本来の納税義務者が意図的に無申告で出国した場合に、代替的課税として、源泉所得税の納付 を徴収義務者に求めるのは、法の趣旨を超えた、 過度の財産権犠牲を徴収義務者に強いるもので許 されるものではない。」(田中治「源泉徴収制度等 の存在理由」税法学571号(2014)160頁)として、 一定の限界事案には適用違憲の問題も生じるとの 指摘もある。
- 53 国は、質問検査権(税通74の2)や租税条約などの情報交換規定に基づき本来の納税義務者の課税情報を収集でき、原則として法定納期限から5年間は納税告知を行うことができる(税通72条①)。

税額を本来の納税義務者への求償権に基づき, 本税部分を請求するために⁵⁴,弁護士を雇い外 国法人等に対して国際民事訴訟を提訴するこ とになる。

(4) BEPS防止措置実施条約(2019年1月1日発効)

多国間条約であるBEPS防止措置実施条約 により、日本が選択した規定が相手国も同様 に選択したならば、租税条約に対して該当項 目が修正されることになっている⁶⁵。BEPS防 止措置実施条約において、日本は租税条約濫 用防止規定として. 適用条件が明確で客観的 な特典制限 (Limitation on benefits rule: LOB) ではなく、英国の主要目的テスト (principal purposes test:以下,「PPT | とい う)をベースにした方式を選択した[™]。BEPS 防止措置実施条約7条1項では、総合的に勘 案して租税条約の特典を受けることが取引等 の主たる目的の1つであったと判断すること が妥当な場合には、租税条約の関連する目的 に適合することが立証されるときを除き、租 税条約の特典は与えられない。

PPT条項は、租税条約の不当な利用に対応するための実質的な特典否認規定であり、この特典の否認は、形式的に要件が充足されている場合であっても、要件を充足していないものとして扱うということである。つまり、

租税回避行為の否認と考え方がよく似ている。 そこで、PPT条項においては、租税条約の特 典を得ようとする者(本来の納税義務者)に 目的適合性の立証をする機会を与えることが 意図されている。しかし、当初租税条約の特 典を利用し免税としていた取引を、後日国が 租税条約等の情報交換などで収集した課税情 報によりPPT条項に該当すると判断した場合 に、源泉徴収義務者が原則として納税告知な ど(本税と加算税)を受けることになろう。

課税情報存在可能性に関して、源泉徴収義務者では当初の租税条約の情報を形式的にチェックするしかなく、その後、国に当該情報がPPT条項により否認されることはいかんともしがたい状況である。このような状況では課税情報存在可能性は低いといえよう。また、租税条約の特典を得ようとする者(本来の納税義務者)ではない源泉徴収義務者では、PPT条項における反証をする課税情報は持ち得ない。しかし、本来の納税義務者は訴訟当事者にはなれない。このように、PPT条項と日本の源泉徴収制度には構造上の不整合がある5回。

3 源泉徴収義務者における回収可能性

外国法人等に対する源泉徴収制度(納め切り型)においては、日本に恒久的施設がない 外国法人等が、本来の納税義務者になっているものである。国の執行管轄権の限界を考慮

⁵⁴ なお、源泉徴収できなかった責任が本来の納税 義務者にある場合は、本税だけでなく加算税や延 滞税に対しても、一種の損害賠償責任を追及し得 る余地があると認められるとの意見もある(武田・ 前掲注(18)8862頁参照)。

⁵⁵ 日独租税条約や日英租税条約などですでに導入 されている(財務省HP: https://www.mof.go.jp/ tax_policy/summary/international/tax_ convention/mli.htm#a05(2021年3月17日現在))。

⁽⁵⁶⁾ 矢内一好『BEPS条約と企業の国際取引』(第一 法規, 2018) 17-54頁参照。

⁵⁷ PPT条項と源泉徴収制度との不整合については、宮崎裕子「国際租税法における要件事実論—租税条約における立証責任の転換という手法の採用について」伊藤滋夫=岩崎政明編『租税訴訟における要件事実論の展開』(青林書院,2016)426 頁以下参照。

し徴収の便宜から、源泉徴収義務が規定され ている。しかし、源泉徴収義務者が、課税情 報がないためなどの原因により、源泉徴収で きなかった場合に、本来の納税義務者への求 償権の問題が生じる。これが本稿の回収可能 性の問題である。なお、前節では、回収可能 性が課税情報存在可能性に与える影響をも含 めて検討したので、本節では、同収可能性に おける固有の論点を検討することになる。

単発取引などではその契約が終了すれば取 引関係がなくなる場合があり、契約書の法的 解釈が困難な場合などでは、後日になって源 泉徴収税額を本来の納税義務者に求償するの は困難性が増すであろう™。また、外国法人等 に対する土地等の譲渡など、取引相手が外国 法人等となれば、求償権の実行には国際民事 訴訟手続をとることが必要になり、弁護士費 用等もかさみ求償権の実行はかなり困難にな ることが予想できる。以下において、現状の 外国法人等に対する源泉徴収制度における回 収可能性及び日本の執行管轄権について確認 する。

(1) 外国法人等に対する源泉徴収税額の回収 可能性

平成30事務年度法人税等の調查事績の概要 によれば 海外取引等に係る源泉所得税等で 94億円の追徴税額があり、納め切り型ではそ の内訳として使用料等(21%). 配当(13%). 利子(13%)等である。外国法人等に対する 源泉徴収義務の納め切り型は、外国法人等が 日本に恒久的施設をもたない場合であり、使 用料等. 配当などの支払でも必ずしも継続取 引とはいえず、源泉徴収義務者が外国法人等 から源泉徴収税額を回収できているかは明ら かではない場合もあると考えられる。実務的 には、本来の納税義務者に一旦支払った対価 を. 後日源泉徴収税額として回収するのは困 難が伴うものとも想定される™。源泉徴収制度 が、徴収の便宜のために導入されたのなら(6) 源泉徴収義務者が本来の納税義務者でないこ とを考慮し、源泉徴収義務者が収集しなけれ ばならない本来の納税義務者の課税情報等に 関して、何らかの配慮が必要であろう62。

なお. 内国法人等が当初から手取契約を外 国法人等と締結している場合は問題ないが.

- (58) 退職者への納税告知や報酬・料金等に関して単 発的な取引を「源泉徴収義務者が徴収の便宜を有 していない場合」(佐藤英明「日本における源泉徴 収制度」税研26巻2号(2010)29頁)として、源 泉徴収義務の軽減が検討されているものがある。
- (59) なお、国内法上申告納税が課されている人的役 務提供事業が29%あるが、租税条約等で実質的に 納め切り型がほとんどと考えられ、人的役務提供 事業も必ずしも継続取引とはいえない (国税庁 HP: https://www.nta.go.jp/information/release/ kokuzeicho/2019/hojin_chosa/index.htm(2021年 3月17日現在)参照)。
- (60) 増井良啓「租税条約の不在? 国際取引と租税 法」法学教室425号(2016)38頁参照。
- (61) 佐藤英明教授は、給与所得以外の報酬・料金等

- に係る源泉徴収を考える場合、源泉徴収義務者は まったくの個人で事業等を営んで他人を雇用する ことのない者(所税204②二)を除いている点から 「徴収」の便宜のみならず、「納付」ないし「納付 事務」に関する便宜も有していることが必要であ ると指摘される(佐藤・前掲注5825-26頁参照)。
- (62) 田中治教授は「源泉徴収は、税収の安定的、効 率的確保の観点から導入されたものであり、 そこ における支払者(源泉徴収義務者)の義務の内容 は、徴収の便宜と徴収義務者の負担の観点からす る合理的な限界を持つもの」(田中・前掲注62/140 頁)とされ、源泉徴収制度の根源的な限界を示唆 されている。また、同様の趣旨として片山・前掲 注(34)240-242頁参照。

内国法人に手取契約との意思がないにもかか わらず、結果として源泉徴収漏れ(極端な場 合は、外国法人等が故意に誤った課税情報を 内国法人等に提供することもあり得る)にな ることもあろう。この場合に、実務上は手取 契約とすることで (所基通181~223共-4). 国は実質的に源泉徴収税額(実際には本来の 源泉徴収税額をグロスアップすることで,本 来の源泉徴収税額以上の税額)を徴収できる が、その税額は実質的に内国法人等の負担と なっている。グロスアップ処理においては. 源泉徴収税額は外国法人等の国内源泉所得へ の日本の課税権行使のはずが、内国法人等が 税額を実質的に負担することになっており. 本来の源泉地国課税とはその実体が異なって しまっている。また、内国法人が持つ本来の 納税義務者への求償権が貸倒れに該当すると して. 内国法人の法人税適用において外国法 人等に対する源泉徴収税額が損金算入された 場合も™、内国法人の本来あるべき課税標準を 侵害することになり、 日本の外国法人等に対 する課税権行使が貫徹できない。これに対し て、居住者等に対する源泉徴収制度では、源 泉徴収義務者から所得税を徴収しようが、申 告納税で所得税を徴収しようが、 徴収の方法 が異なるだけで、日本の課税権の行使として

は変わらないのとは、次元の違う問題である。

(2) 日本の徴収執行権

外国法人等に対する源泉徴収制度は. 原則 として外国法人等に対する徴収管轄権がない ことがベースにあり、源泉徴収義務者に対価 の支払時に源泉徴収義務を課しているもので ある。このような法構造からも、日本の徴収 管轄権が外国に及ばないことが前提である。 しかし、現在では日本は税務行政執行共助条 約(2013年10月1日発効) (4を締結している。 この条約の主な役割は、①同時税務調査及び 他国の税務調査への参加を含む情報交換. ② 保全措置を含む租税債権徴収における協力 (徴収共助)、③文書の送達である。日本はこ の条約を利用することで、外国への文書の送 達が可能になり、 徴収共助も可能になってお り 65. 一定の要件のもとにある意味徴収管轄権 を拡大できる現状にある66。

もともと、国が徴収すべき本来の納税義務者(非居住者等)に関する租税債権の回収可能性に限界があるから、源泉徴収義務者にその回収を押し付けたものである(徴収の便宜)。しかし、現在では国税債権(公法関係)として徴収共助での回収の可能性もあるのであるから、源泉徴収義務者が求償できない場

^{(3) 「}なお、求償権を実行できなかったことが、いわゆる貸倒れと認められる場合には、所得の追加払があったことにはならないことは、もち論である。」 (武田・前掲注(18)8847頁)とされている。ただし、実務上はこの貸倒れの認定基準(法基通9-6-1から法基通9-6-3など)が厳しいので、追加払いでの処理が多いと思われる。なお、貸倒損失の認識が厳しいことに関しては、品川芳宣「法人税法における貸倒損失の計上時期」(金子宏先生古希記念論文集)『公法学の法と政策(上巻)』(有斐閣、2000)437頁以下参照。

⁶⁴⁾ 正式名称は「租税に関する相互行政支援に関す

る条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」であり、この条約は多国間条約であり、2021年3月1日現在で、142国・地域に適用(財務省HP:https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/index.htm(2021年3月17日現在)参照)。この条約を踏まえて、平成24年度税制改正で租稅条約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律等の国内法の整備も行われた。

⁽⁶⁵⁾ 日本で贈与税を滞納した豪州に住む者から豪州 に徴収共助を要請し8億円を徴収した事例などが ある(読売新聞2018年9月17日朝刊14版29面参照)。

合などに関しては、国が源泉徴収義務者の源泉徴収税額の回収を支援することを考慮すべきであろう⁶⁰。

4 小括

外国法人等に対する源泉徴収制度において,源泉徴収義務の自動確定の前提条件である,源泉徴収義務者と本来の納税義務者における「特に密接な関係」を,ただの債権債務関係のように何ら制限を加えずに拡大すると,源泉徴収義務者が本来の納税義務者の課税情報を収集する義務を無条件に課されることにつながる。極論すれば,本来の納税義務者の課税情報に関わるすべての源泉徴収に係る課税問題が,源泉徴収義務者の源泉徴収に係る課税問題が,源泉徴収義務者の源泉徴収表務として現れてくることになる。

しかし、外国法人等に対する源泉徴収義務者がそのような課税情報を収集できるような法的な枠組みはなく⁶⁸、ただ単なる私法上の債権債務関係に基づいて、外国法人等である契

約相手に課税情報を依頼することしかできな い⁶⁹。しかも、源泉徴収漏れ等のペナルティ は、原則として源泉徴収義務者の負担になり、 実務上グロスアップの推定規定もあるので. 外国法人等の課税情報の提供に関するインセ ンティブもかなり低い。このような状況で. 源泉徴収義務者が入手できない本来の納税義 務者が持つ課税情報等に基づき、国が質問検 査権や租税条約等を利用し、独自に収集した 課税情報で源泉徴収課税(納税告知)は行う ことは、実質的な手続的保障の観点からも許 されるものではない。このような厳しい外国 法人等に対する源泉徴収義務の履行の取扱い と、給与所得の扶養控除等是正における税務 執行のような源泉徴収義務を限定するような 取扱いとは、何を根拠に国は取扱いを変えて いるのか説明できるのであろうか。

また,外国法人等に対する源泉徴収義務に おける納め切り型では,源泉徴収義務者の納 税義務と本来の納税義務者の納税義務とに対

- 66 源泉徴収制度全般に関して、課税情報を収集する法律や租税条約等での情報交換などの整備をベースにしてマイナンバーとの連動などにより、税務手続における情報通信技術の利用に伴い納税者ごとの課税情報の管理が進み、本来の納税義務者での課税の精度が向上することで、徴収の便宜としての源泉徴収制度自体の意味合いが縮小するとの指摘もある(浅妻章如「租税手続のICT化:所得分類毎の対物課税から対人課税へ」租税法研究47号(2019)42頁以下、高橋祐介「租税法の手続的基層―手続・執行面の法的統制」金子宏監修『現代租税法講座第1巻理論・歴史』(日本評論社、2017)168-169頁参照)。
- 67 なお、源泉徴収制度ではないが、遊興飲食税の 特別徴収制度の憲法違反が問われた事件(最判昭 和37年2月21日(刑集16巻2号107頁))における 奥野健一裁判官の補足意見で、「……特別徴収義務 者は当該納税者に対して求償権が認められ、かつ その求償権に基く訴については徴税吏員は証拠の
- 提出その他必要な援助を特別徴収義務者に与えなければならない(同一一九条三項)ことになっている」とあり、このことも合憲の理由とされている(木山泰嗣「債務免除益事件の差戻審判決に含まれる諸問題一広島高裁平成29年2月8日判決一」青山法学論集59巻3号(2017)118頁参照)。現行地方税法においても、ゴルフ利用税において、地方税法83条(ゴルフ場利用税の特別徴収の手続)の4項に同様の規定がある。
- (68) 調査権限もない支払者に、国や裁判所のような 総合判断を強いることは妥当でない(木山泰嗣「批 判」Accord Tax Review 9・10号 (2018) 13頁参 昭)。
- (69) 源泉徴収義務者の情報収集能力の限界から,「相応の注意義務を果たしたにもかかわらず情報が入手できないような場合には、履行不能な徴収納付義務を課すものとして租税法律主義(憲法30条,84条)に反すると考えられる。」(高橋・前掲注(17)199-200頁)との指摘もある。

応的同一性があり、ある意味、源泉徴収義務者は国の徴収機関ともいえる。日本の課税権の行使としては、外国法人等の国内源泉所得(担税力)に課税する必要があり、この税額は当然外国法人等の負担に帰すべきものである。

以上のことから、外国法人等に対する源泉 徴収制度において、源泉徴収義務者が入手で きる課税情報に源泉徴収義務を限定すること や[™],国が源泉徴収義務者の課税情報の収集や 源泉徴収税額の回収をサポートするなどが必 要になると考える。

IV 実質的な手続的保障の観点からの整理

租税手続における源泉徴収義務者と国との権利義務の対等性・対称性を要求するとされる手続的保障原則に照らして^四,前章までに分析したことをベースに、実質的な手続的保障の観点から、外国法人等に対する源泉徴収制度を評価し、改善の方向性を検討したい。

1 申告納税制度

申告納税制度では、課税情報を持っている 納税義務者と課税情報を持っていない国との 関係をベースにして納税義務者が申告納税で 一次的に税額を確定し、質問検査権等を国に 持たせ税務調査等で課税情報の収集を可能に し[™]. 国に二次的な課税権を与えることで対

2 外国法人等に対する源泉徴収制度(納め 切り型)

源泉徴収制度では. 原則として本来の納税 義務者が課税情報を持っているが、給与所得 のような場合は源泉徴収義務者の持つ課税情 報(本来の納税義務者から情報提供させる規 定もある)でも 源泉徴収義務が果たせる。 源泉徴収義務は自動確定(対価の支払時に源 泉徴収義務者がすべての課税情報を持ち、容 易に納税義務や税額が確定できる)として法 定されている。しかし、実際には前章で検討 したような実態から、このような状況にない 状況が生じている点が問題である。特に、外 国法人等に対する源泉徴収制度では. 契約相 手が外国法人等かどうか、租税条約の適用の 有無などの判断も必要になり、本来の納税義 務者に関する課税情報の収集がより多く求め られる。

外国法人等に対する源泉徴収制度において, 源泉徴収義務者と対価の受領者との関係は, 給与所得の源泉徴収義務のように「特に密接 な関係」(給与支払者が給与金額等, 扶養控除 等申告書で扶養家族等を把握可能で回収可能 性も高い) にあればよいが, 課税情報の収集

等・対称的な権利義務の関係として構成させていると評価できる™。

⁽⁷⁰⁾ 現行の国際課税の現状を踏まえ、外国法人等に対する源泉徴収制度の見直し、内国法人等の徴収義務を軽減する必要があるのではないかという同様の指摘もある(米田隆=北村導人=黒松昴蔵「非居住者・外国法人に係る源泉徴収―源泉徴収対象の不明確性に起因する問題を中心に―」金子宏監修『現代租税法講座 第4巻 国際課税』(日本評論社、2017) 194-195頁参照)。

⁽⁷¹⁾ 谷口勢津夫「申告納税制度と税務調査—税務調 査手続における手続的保障原則の実現に向けての

一考察—」木山ほか・前掲注(31)229頁参照。

⁽⁷²⁾ 忠·前掲注(3)418-419頁参照。

⁽⁷³⁾ 谷口教授は、「申告納税制度を……租税債務関係 説的構成のもとでの納税義務者と税務官庁との対 等性を、両者の相互チェック関係という形で、手 続上具体化しようとする制度」(谷口勢津夫「納税 義務の確定の法理」芝池義一ほか編『税務行政と 権利保護』(ミネルヴァ書房、1995)85頁)と位置 づけられている。

手続について国内法では何ら規定されていな いし四(課税情報存在可能性が満たされず). 源泉徴収税額の回収可能性も低い。そして. 源泉徴収義務者が納税告知処分に対して税務 訴訟を行っても、追徴税額のグロスアップ処 理などのために本来の納税義務者から任意に 課税情報の提供などがない場合も多く。証拠 (本来の納税義務者が持つ課税情報)の入手も 困難である。。

これに対して、国は申告納税制度と同様に、 源泉徴収制度でも質問検査権や租税条約等の 情報交換などを利用し本来の納税義務者の課 税情報を収集でき、納税告知処分で源泉徴収 義務者に源泉徴収税額の追徴が可能である™。

このような状況では、外国法人等に対する 源泉徴収制度における源泉徴収義務者と国と の権利義務の対等性・対称性を要求するとさ れる手続的保障原則が実質的に満たされてい るとはいえない。源泉徴収義務者が対価の支 払時に、課税情報を把握できるという状況(し かも源泉徴収義務が容易判断できる状況)に あれば問題ない。しかし、現実には源泉徴収 義務者が対価の支払時に、課税情報を把握で

きるという状況にはない場合も多い。そこで. 源泉徴収義務者に対する何らかの手続的保障 が必要になろうで。国としては源泉徴収義務者 に徴収の便宜から一方的に納税義務を負わせ ているのなら、源泉徴収義務者が課税情報を 持ち得ない場合などは、源泉徴収義務の減免 や国が課税情報の収集や源泉徴収税額の回収 を源泉徴収義務者のためにサポートする必要 もあると思われる™。

3 解決への具体的な方向性

課税情報存在可能性と回収可能性に関し て、手続的保障の観点から整理するために、 税務調査の前後に分け、税務調査前(事前手 続) と税務調査後(事後手続)の区分で検討 する。なお、本稿においては、国内法の解釈 や整備等を中心に検討する。

(1) 課税情報存在可能性 (源泉徴収義務の成 ウ (事前手続))

外国法人等に対する源泉徴収制度において. 対価の支払時に源泉徴収義務者に①課税情報 の存在可能性がない場合や. ②課税情報はあ

- (74) 逆に、源泉徴収義務者の外国における外国法人 等の課税情報収集活動が「税務調査」とみなされ、 大きな制約を受ける可能性の指摘もある(谷口・ 前掲注40)65頁参照)。
- (75) グロスアップの推定規定があるので、本来の納 税義務者はもともとの源泉徴収税額を支払義務も 回避でき、加算税や延滞税は源泉徴収義務に対す るものなので、本来の納税義務者の積極的な課税 情報提供は一般的に期待できない。
- (76) たとえば、東京高判平成28年12月1日の事件で は、国は2年以上調査している(西山・前掲注37) 143頁参照)。
- (77) 「……源泉徴収の対象とされない国税における本 来の納税義務の負担に比して、不合理に重い負担 を課すものであったり、課税庁が公権力の行使を

- しても達成することに困難を伴うような重い負担 をも肩代わりさせるものであったりすれば、それ は比例原則に反するということができよう。」(岩 﨑政明「非居住者に対する不動産の譲渡対価・賃 料の支払いと源泉徴収義務」増田英敏ほか(木村 弘之亮先生古稀論文)『公法の理論と体系思考』(信 山社、2017) 166-167頁) との指摘もある。
- (78) 外国法人等に対する源泉徴収制度は税収確保の 最後の手段であり、立法者の要求水準がより高く なることにも合理性があるとの指摘とともに、課 税情報の調査義務を尽くした場合の救済規定や源 泉徴収義務者と国の協働の必要性を提案した先行 研究がある (青山慶二「批判:最近の判例から見 る国際課税に関する課税リスク」TKC税研情報26 巻2号(2017)47頁参照)。

るが法的判断が困難な場合などが考えられる。

① 源泉徴収義務者に課税情報がない場合(本来の納税義務者の課税情報が必要)

外国法人等に対する源泉徴収制度において、源泉徴収義務者と本来の納税義務者との「特に密接な関係」の解釈において、注意義務を果たしても課税情報が入手できない場合は「特に密接な関係」にないと解釈し™、源泉徴収義務を限定することができよう。ただ、源泉徴収義務者にどのレベルの注意義務を求めるかは、裁判例の蓄積によらざるを得ない。

なお、消費税において、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等で国内取引かどうかが判断され(消税4③三)、国外事業者がデジタルデータを日本に住所がある者などに提供する場合は、消費税の課税対象になるものがある。このような内外判定において、課税実務では国外事業者が「客観的にかつ合理的な基準に基づいて判定している場合にはこれを認める」(消基通5-7-15の2)とされ、顧客の申し出た住所やクレジットカードの登録情報等を確認し、各取引の性質等に応じて

客観的にかつ合理的に判断できる方法により 行うこととされている⁸⁰。このような執行は、 納税義務者が持つ課税情報に着目し、納税義 務の範囲を限定して解釈しているものと考え られよう。

立法論としては、源泉徴収義務者の予測可 能性を高めるためには、国が源泉徴収義務者 の課税情報収集を支援するために、本来の納 税義務者から課税情報の提出義務を法令で定 めることが有効であろう。これは居住者への 給与所得における源泉徴収制度で見られる扶 養控除等申告書の提出規定と同様なものと考 えればよいであろう®。そして、本来の納税義 務者から課税情報の報告があれば、源泉徴収 義務者はその課税情報の範囲内で源泉徴収義 務を負う制度設計が考えられよう™。たとえ ば、米国では不動産の譲渡人が外国人でない 旨の宣誓書を譲受人に提出した場合(I.R.C. § 1445) には、源泉徴収義務の例外的な取扱い が認められている™。本来の納税義務者から課 税情報を提出させる規定を設け、その範囲内 で源泉徴収義務を限定することや、租税条約

- (79) 佐藤教授は、国内取引であるが、納税告知処分のもとの私法取引(債務免除)が錯誤無効であるとしても受給者の利得の喪失が納税告知までになければ納税告知処分は違法にならないとした最判平成30年9月25日(民集72巻4号317頁)に関して、「……源泉徴収義務者の行動に焦点を当て、源泉徴収義務者が法律上採りうる手段を尽くしたかという観点から、『受給者の利得の喪失』を論じる解釈論を展開することが必要だ」(佐藤英明「批判」民商法雑誌155巻3号(2019)528頁)と指摘されている。この「源泉徴収義務者が法律上採りうる手段を尽くしたかという観点」も本稿でいう注意義務を果たしたかというものと同様な考え方と思われる。
- (80) 濱田正義編『消費稅法基本通達逐条解説(平成30年度版)』(大蔵財務協会,2018)291-292頁参

- 照。なお、納税義務者への過重な負担という観点から、当該国外事業者の消費税の納税義務などを検討した先行研究として、野一色直人「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税における国外事業者の納税義務に係る法的課題」近畿大学法学65巻3・4号(2018)269頁以下がある。
- (81) 年末調整で原則として課税関係が完結する居住 者の給与に係る源泉徴収制度では、本来の納税義 務者からの課税情報提出規定があるのであるから、 源泉徴収制度で課税関係が完結する外国法人等の 源泉徴収制度でも同様の制度があってもしかるべ きであろうともいえよう。
- 82 同趣旨として、「……不動産譲渡人からの情報提供に源泉徴収義務の存否をリンクさせる方向の改正が必要である」(増井・前掲注(38)177頁)との指摘がある。

の適用に関しては、本来の納税義務者が租税 条約の届出書(課税情報の内容の見直しは必 要)で提出した課税情報で源泉徴収義務を判 断すれば免責にすることなどである。

② 源泉徴収義務者が課税情報の法解釈を容易に 判断できない場合

源泉徴収義務者が所得種類などを決めるの に源泉徴収の契約内容の法解釈などが必要な 場合などもあろう。このような場合には,源 泉徴収義務者が自分の責任で法解釈し,課税 当局との意見の相違があれば,裁判官の判断 を仰ぐのが法学のルールであろう。源泉徴収 税額に関して本来の納税義務者からの回収可 能性が高いなら,支払時の課税情報での源泉 徴収義務の判断が不明でも,後日裁判所の判 断を経てから本来の納税義務者から回収すれ ば済む。しかし,外国法人等に対する源泉徴 収制度では,一般的に回収可能性が低いので, 源泉徴収義務に何等かの手続的保障の考慮が 必要とされる。

立法論としては、国が蓄積した情報で、源泉徴収義務者の課税情報の収集を補填するなと¹⁸⁴、その法解釈をサポートする機能も必要であろう¹⁸⁵。また、源泉徴収義務者が対価の支払時までに源泉徴収義務の有無が判断できない

場合には、国に法的解釈を事前に照会でき、 その結果が出るまで納期限を延長することや、 事前相談がある場合に加算税・延滞税の免除 規定も必要になろう⁸⁸。

なお、日本の居住者が不動産を所有し、非居住者になりキャピタルゲインの租税回避を防止するためなら、源泉徴収制度の代替として国外転出時課税制度の対象に不動産を含めるという検討も可能であろう⁸⁰。

(2) 課税情報存在可能性(源泉徴収義務の成立後(事後手続))

国は質問検査権や租税条約などを利用して 課税情報を収集できるが、外国法人等に対す る源泉徴収義務者には、本来の納税義務者に 関する補完的な情報収集をする権限はなく、 本来の納税義務者に任意で依頼するしかな い™。しかも、外国法人等に対する源泉徴収制 度では、一般的に源泉徴収税額の回収可能性 が低いので、源泉徴収義務に何らかの手続的 保障の配慮が必要となろう。

手続的保障の観点からは、源泉徴収義務者にも国際的情報交換の要請に係る国への申立権を認めることや⁸⁸、また、要請国と被要請国との手続的保障の差異を踏まえて、国が租税

- 83 中里実「非居住者の不動産譲渡の対価について の源泉徴収」税研35・36号(1991)36頁以下や酒 井花子「非居住者による土地等譲渡における源泉 徴収制度―東京地裁平成23年度判決を契機とする 国際課税の一検討―」経営学研究論集(明治大学) 50巻33頁以下など参照。
- 84 同趣旨で,国の情報収集能力を活かす方法 (課税庁発行の証明書添付など)の利用の提言がある (高橋・前掲注(ロ7200頁参照)。
- (85) 源泉徴収義務者に事務費用を無償で負わせているという源泉徴収制度の弱点を改善する方法として、立法論によって国が源泉徴収事務の事務費用を負担することも考えられよう(渡辺・前掲注(25)

139-140頁参照)。

- (86) 田中·前掲注(52)162頁参照。
- 87 増井・前掲注(88)178頁参照。なお、非居住者の 国内不動産の譲渡に対する源泉徴収制度(所税161 ①五、212①)を出国税の一種とする評価がある (岩﨑・前掲注(77)164頁や谷口・前掲注(40)60頁参 照)。
- (88) 実務上はグロスアップ規定もあるので、本来の 納税義務者の協力はあまり望めない。逆に、本来 の納税義務者に有利な(または偽りの)課税情報 の提供を受けてその真偽を確認するすべもない。
- (89) 谷口·前揭注(40)66頁参照。

条約等での情報交換を要請する場合には、関係する納税者(源泉徴収義務者や本来の納税義務者)への通知義務や不服申立ての機会も保障すべきであろう⁸⁰。

また、源泉徴収義務者に課税情報がない状況において、外国法人等に対する源泉徴収制度における源泉徴収義務と本来の納税義務との対応的同一性から、国が質問検査権や租税条約等で本来の納税義務者の課税情報を独自に集めた場合には、源泉徴収義務者に納税告知するのではなく、国が本来の納税義務者へ直接課税処分できる制度も考えられよう⁶⁰¹。この場合には、本来の納税義務者と国とで訴訟関係等を構築できるように制度を変更する必要があろう⁶⁰²。

(3) 回収可能性(事後手続)

対価の支払時の課税情報で源泉徴収義務の 判断が困難な場合は、回収可能性が重要にな るであろう。回収可能性があるなら、支払時 の課税情報での源泉徴収義務の判断が不明で も、源泉徴収義務者は追徴税額等を後日裁判 所の判断を経てから本来の納税義務者から回 収すれば済むからである。国が本来の納税義 務者である外国法人等から徴収すべき税額を、 徴収の便宜から対価の支払者である源泉徴収 義務者に一方的に負わせたのである。外国法 人等に対する源泉徴収制度では、納税義務や 税額において本来の納税義務者と源泉徴収義 務者には対応的同一性があるので、国が源泉 徴収義務者の求償権の行使などを支援するな どサポートが必要であるう。

日本の課税権の確保として、本来の納税義務者(外国法人等)に国内源泉所得に対する税金を負担させるという点を貫徹するためには、グロスアップの推定規定の適用や本来の納税義務者への求償権に関する貸倒れの事実認定を柔軟に実務上運用するということが重要であろう。決して安易に、源泉徴収義務者に代替的に課税しないことが重要である。

立法論として,源泉徴収義務者が対価の支 払時までに源泉徴収義務の有無が判断できな い場合には,本税の供託なども考慮して,源 泉徴収義務者に加算税等を回避させ,また, 本来の納税義務者からの債務不履行の訴えに 対して,国と源泉徴収義務者が一緒に対処す ることも考えられよう。

また、現在では徴収共助も一定の条件下で 可能であり、執行管轄権が外国にも拡大して いるともいえる⁸⁸。そうであるならば、民間企 業が私法上の求償権を行使するよりも、国の 税金債権として、本来の納税義務者から回収

- (90) 同上·68頁参照。
- (91) 内国法人等への源泉徴収制度を前提にして、源泉徴収義務者に徴収の便宜を持たない場合には、国が本来の納税義務者へ直接処分し、本来の納税義務者と国が争う制度の提言がある(佐藤・前掲注6830頁参照)。ただし、源泉徴収義務者の故意の懈怠に対して、米国のような特別な加算税等の制度構築の必要性にも言及されている。
- 92) なお、国際的な側面としては、租税条約の相互 協議手続を国内法上の権利救済手続と同等の権利 救済手続へ位置づけようとする試みもある(谷口

- 勢津夫「国際的租税救済論序論—国際的租税救済 手続の体系的整備に向けた試論—」租税法研究42 号 (2014) 1 頁以下参照)。
- (93) 租税に関する相互行政支援に関する条約による 徴収共助の枠組みなどの進展が、執行管轄権の領域的な限界を克服する可能性や、さらに執行共助 体制の確立が立法管轄権に対してもインパクトを 与えるとの指摘もある(増井良啓「国際課税の制度設計」金子宏監修『現代租税法講座 第4巻 国際課税』(日本評論社, 2017) 10頁参照)。

することも考えるべきであろう。この場合には、源泉徴収義務と本来の納税義務の対応的同一性から、純粋な私法上の求償権とせず、国税債権と扱えるようにすることも考えられるであろう。たとえば、外国法人等の源泉徴収制度における本来の納税義務者にも申告納税での納税義務も規定し、申告納税額(=源泉徴収税額)として徴収共助の道を開き、国が本来の納税義務者から税額を回収することも考慮すべきではないだろうか⁸⁴⁸。この場合には、源泉徴収が「徴収の便宜」の規定なら、比例原則からコストの比較の問題にもなる⁸⁵⁸。民事で回収のため国際的な民事訴訟をするのと、国が徴収共助等で回収するのかそのコストも検討すべきであろう⁵⁵⁸。

V 結びに代えて

本稿では、外国法人等に対する源泉徴収制度(納め切り型)に関して、納税義務の成立と税額が自動確定する源泉徴収義務の前提条件として、課税情報存在可能性と回収可能性という2つの要素を想定し、これらの要素を基準として課税問題を検討した。

外国法人等に対する源泉徴収制度において、源泉徴収漏れした場合に本来の納税義務者である外国法人等からの源泉徴収税額の回収可能性が低いにもかかわらず、源泉徴収義務者は課税情報がないためにその源泉徴収義務の有無が対価の支払時に判断できない場合や、

課税情報があっても源泉徴収義務の有無の判断が対価の支払時までに困難な場合が起こっている。

もともと、国が本来の納税義務者である外 国法人等から徴収すべき税額を、徴収の便宜 から対価の支払者である源泉徴収義務者に一 方的に負わせたのである。外国法人等に対す る源泉徴収制度において、日本の源泉地国課 税権の実現のためにも、本来の納税義務者で ある外国法人等に税額負担させることが重要 である。源泉徴収義務者と国との手続保障の 観点から、申告納税制度における納税義務者 のような課税情報を持っていない源泉徴収義 務者と事後的であるが様々な課税情報を集め る手段のある国とのバランスを考慮した場合 に、源泉徴収義務者を申告納税制度における 納税義務者と同様に扱うのは問題がある。

そこで、国は源泉徴収義務者が対価の支払時までに課税情報を収集できない場合は、本来の納税義務者が源泉徴収義務者に課税情報を提供する規定を制定するなどその課税情報の収集を支援すべきであろう。また、源泉徴収義務者が課税情報を対価の支払時までに収集できない場合には、逆に源泉徴収義務を制限することも必要ではないだろうか。そして、国は日本の課税権の行使を徹底するために、源泉徴収義務者である内国法人等の本来の納税義務者である外国法人等に対する求償権行使をもっと支援すべきであろう。

⁹⁴ このような場合には、源泉徴収義務者が求償できないことが予想できる場合は、源泉徴収税額を納付せずに、本来の納税義務者の申告納税義務の直接履行を国に求め、国に徴収共助を依頼するように申請できるような法的仕組みも考えられよう。

⁹⁵⁾ なお, 給与所得の源泉徴収制度に関して,「…… 新しい制度を考える上では,これまで主として使 用者が負担してきたコストを,使用者,被用者お

よび政府の間で、どのように配分すべきかといった視点が必要であろう。」(渡辺・前掲注25)146頁)との指摘がある。

⁹⁶⁾ たとえば、給与所得に関して、納税協力費(民間の企業や事業主が行う源泉徴収・年末調整などのコスト)は国の徴税コストの8倍(1996年データ)との分析がある(横山直子『徴税と納税制度の経済分析』(中央経済社、2016)110頁参照)。

外国法人等に対する源泉徴収制度に関する一考察

なお, 国の徴収管轄権の限界から, 源泉徴 収義務者が本来の納税義務者に求償する(民 事訴訟) 仕組みで、源泉徴収制度が建付けら れている。しかし、近年では税務執行に関す る国際的な協調も進んでおり、税務行政執行 共助条約も締結されており、執行管轄権の限 界も少し緩和されており状況が変わってきて いる。また、BEPS防止措置実施条約におけ るPPTの適用問題もあり、今後のBEPS対応 などの進展に伴い. 他国との整合性のある制 度として日本の源泉徴収制度のあり方も検討

すべき事項である。このような変化も踏まえ て、本稿では外国法人等に対する源泉徴収制 度の今後の方向性を検討した。ただ、本稿で は、税額の自動確定の法文化自体への疑念の 理論的批判 外国法人等に対する源泉徴収義 務の納め切り型に対する本稿で検討した事項 を他の源泉徴収制度に適用する可能性などは、 検討できなかった。これらに関しては、今後 の研究課題としたい。

(97) 忠·前掲注(49)序論 参照。